映文連総第 15.82 号 (2003 年 10 月 29 日)

首相官邸

知的財産戦略本部 御中

社団法人 映像文化製作者連盟

知的財産政策」に関する意見(追補)

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当連盟からは、先に<「知的財産政策」に関する意見>(映文連総第15·45号、2003年6月9日付)を提出しております。そのなかで、官公庁・地方自治体などから映像製作を受注することを業とする、プロダクションが置かれた契約条件の劣悪さ、また、その状況を改善するために必要と思われる政策について、意見を述べさせていただきました。

その要点は、・・・・

、映像プロダクションは、原初的に著作権を取得する立場にありながら、圧倒的な事例で、コンテンツの委託者(発注者)から著作権を事実上 < 無償譲渡 > させるような契約を押し付けられている。 < 競合 > という発注時の条件が、相対取引で契約が成立する TV プロダクションとは異なって、劣悪な条件を固定化する方向にはたらく。

、コンテンツ利用者側の IT 化は、無権利状態のプロダクションにとって、企業の存続を脅かすものとなりかねない。業界では、映画フィルム (あるいはビデオ)の複製プリント受注によって、直接製作費だけでは補いきれない利益をようや 〈出してしていた < 商慣習 > が依然として残っている。 デジタル化により、 委託者側に 「ワンソース・マルチュース」的な利用環境が整備されることにより、 完成作品をデジタル・データで納品するケースが今後増加すれば、 無権利状態のプロダクションにとって、企業の存続を脅かすものとなりかねない。

、デジタルコンテンツの円滑な流通を促進するためにも、新しい時代には、実質的な < 権利分有 > を含む、新しい契約パターンが必要と考える。

・・・以上の3点にまとめられます。

その際、上記の意見を裏付けるデータとして、インターネット・メールを用いて、会員 プロデューサーを対象に「緊急アンケート」を実施中であることを申し添えました。

今回、再び意見を申し述べる機会を与えていただいたことに、感謝申し上げるとともに、 集計が完了した最新のデータを提示することで、先の意見の追補としたいと存じます。 調査方法:会員プロデューサーを対象に、アンケートを e メールで一斉送信。

- * アンケートが対象とする期間は昨年度1年間。
- * アンケート送付 101 社中、68 社が回答 (回収率 67%)。 うち45 社 53 名が、官庁・自治体等との取引があり、具体的な問題で回答している。

、企画コンペの場合

1. 企画コンペの際、説明会の資料・仕様書などで、著作権の帰属をあらかじめ、発注者」に帰属するものとして条件を提示されたことがありますか。

回答数 件数 (延べ件数で重複の可能性あり)

ある 47名 233件/323件 6(件数を書かない回答)

(89%) (72%) うち、「過去三年間で20件」

「100%」

「ほとんど」

「具体的数字挙げられず」

の記入あり

ない 3名 (6%)

無回答 1名

2 . 受注した際、契約書で著作権の帰属はどのようになっていますか。 復数回答可)

A :発注者に 帰属」

4 3 名 2 0 7 件

5 (件数を書かない回答)

うち、「ほとんど」

「契約するものはすべて該当」

の記入あり

B:原則として製作者に著作権が発生することを認めたうえで、発注者に 譲渡」される

12名(23%)

29件

2(件数を書かない回答)

C 発注者と製作者の持ち合いとする

(81%)

9名(18%)

25件

D 製作者への 帰属」を認めてもらっている

13名 (25%)

5 1件

その他 3名(内容は別紙)

3 . 質問 2で「A」と答えた事例について、付随する条件をお答え ぐださい。 (有効回答 43 名のうち 複数回答あり)

E:原版の納品を求められ、コピー作業は別会社へ発注された

17名(40%)

48件

1(件数を書かない回答)

F:二次利用の権利も発注者に押さえられた

16名(37%)

3 0 件

3(件数を書かない回答)

G:撮影済の素材の提出を求められた

20名(47%)

4 4 件

1(件数を書かない回答)

その他

6 (内容は別紙)

4 , 作品の納品後に、著作権をめぐってトラブル 6追加コピーの発注を別業者にされた等)が発生 したことがありますか。

ある

13(25%、内容は別紙)

ない

3 6 (67%)

5. 質問 2で「B」と答えた事例について、受注額をめぐる交渉の中で、著作権の対価を含む交渉 が行われていますか。(有効回答 12 名のうち複数回答あり)

行われている

4名 (33%)

3件

1(件数を書かない回答)

行われていない 16名 (133%? 92%) 36件

4 (件数を書かない回答)

うち、交渉はなし、スタートの

仕様書に明記されていた。の記述あり。

[2Bに回答ナシもしくは0でも回答のあるもの5]

、金銭入札の場合

6. 金銭入札の際、説明会の資料 仕様書などで、著作権の帰属をあらかじめ 発注者」に帰属 するものとして条件を提示されたことがありますか。

ある 37名 125件/172件 10名(件数を書かない回答)

(70%)

(73%)

「ほとんど」2名

「全ての契約」

г 1 0 0 % т

「5件」とのみあるもの

の記入あり。

ない 6名 (12%)

不参加 4名(2%) 無回答 4名(2%)

7. 受注した際、契約書で著作権の帰属はどのようになっていますか。(複数回答可) H:発注者に 帰属」

32名

138件

4(件数を書かない回答)

(60%)

うち、「ほとんど」2

の記入アリ

I 原則として製作者に著作権が発生することを認めたうえで、発注者に 譲渡」される

7名(13%)

18件

1(件数を書かない回答)

J:発注者と製作者の持ち合いとする

7名(13%)

18件

1(件数を書かない回答)

K 製作者への 帰属」を認めてもらっている

8名(15%)

25件

その他

2名(4%、内容は別紙)

8. 質問7で H」と答えた事例について、付随する条件をお答えください。 (有効回答32名のうち 複数回答あり)

E:原版の納品を求められ、コピー作業は別会社へ発注された

10名(31%)

10件 2(件数を書かない回答)

うち、「多数」の記入1名

F:二次利用の権利も発注者に押さえられた

10名(31%)

15件 3(件数を書かない回答)

うち、「多数」の記入1名

G 撮影済の素材の提出を求められた

16名(50%)

36件 2(件数を書かない回答)

その他

4名(8%、内容は別紙) 4件

9.作品の納品後に、著作権をめぐってトラブル 6追加コピーの発注を別業者にされた等)が発生 したことがありますか。(有効回答53名)

ある

3名(6%)

ない 34名(64%)

10. 質問 7 で「」と答えた事例について、受注額をめぐる交渉の中で、著作権の対価を含む交渉が行われていますか。(有効回答 7 名)

行われている2名(29%)3件1(件数を書かない回答)行われていない11名(157%? 86%) 9件7(件数を書かない回答)うち、「全て」Iの記入あり

11.質問5及び10で<u>行われていない」と答えた方に対してお聞きします。</u>著作権譲渡に関する対価交渉の難しさはどのようなことがあるとお考えでしょうか。 (複数回答可)

・先ず発注金額総額が優先され、著作権譲渡の対価が上乗せされることはありえない

25名 うち、「」をつけたもの1名、

・著作権譲渡交渉に関する標準的料金表のようなものが存在しない

18名

・発注者と製作者双方とも著作権が財産権であるといる認識に欠けている

16名

19名

- 2.「受注した際、契約書で著作権の帰属はどのようになっていますか。」その他の内容
- ・ 複製権のみ支分権として認めてもらった。(1件)
- 著作者人格権の行使はしない旨の条件を課せられた。
- 3.「質問 2で「A」(発注者に帰属)と答えた事例について、付随する条件をお答えください。」 その他の内容
- ・ E(原版の納品) F(二次利用の権利)についてコンペ説明会の時点で条件に加えられているケースがあった。但し受注はしていない。
- ・ 完パケのコピーを (カム)の提出。4名
- ・ 原版及び撮影済みの素材の納品を求められた 5名
- ・ DVDデータ納品。
- ・ 付随する条件は特になかった。一般的に原版納品、コピー作業別途発注はケースによって異なり、コピー数が大量で、金額が調達規定を超えると入札となり、原版納品させて 複製作業を発注して模様。
- 4.「作品の納品後に、著作権をめぐってトラブル (追加コピーの発注を別業者にされた等)が発生したことがありますか。」あるの内容
- ・ 他社が当社制作の作品をTV番組に無断で(スポンサーのみの了解で)使用した、など 無断使用。3名

- ・ 改訂版の制作を別業者にさせようとした。
- トラブルではないが(追加コピーを)勝手に行っている様子もある。
- プリント代が高いと言われ、独自にプリントするということで原版の提出を求められた。 (4名)
- ・ 仕様書以外の目的で追加コピーを別業者に発注されたため、音楽・出演者への著作権を 弊社でクリアした。先方はただ謝るだけで終結。
- ・ (複製作業が)指名競争入札になったことがある。
- ・ クライアントの社内でコピーされる場合が多々有ります。
- ・ コピー作業・販売会社をポロボーザル方式で決定。納品後に著作者人格権を含む総ての 権利を発注者にあると契約変更を求められ、原版を回収される。
- 7. 金銭入札で「受注した際、契約書で著作権の帰属はどのようになっていますか。」 その他の内容
- ・ 何ら明文化されていない場合も多い。
- ・ 昨年度入札で受注した映像作品はありません。
- ・ 原版の納品が義務付けられている。
- 8.「質問 7 で 「H」(発注者に帰属)と答えた事例について、付随する条件をお答えください。」 その他の内容
- クライアントは将来の永久利用のための保険を考えているようである。
- ・ 原版コピーの カム納品。
- ・ コンペ説明会の際に条件の中に折り込まれていた。
- ・ 原版及び撮影済みの素材の納品を求められた。 2名
- ・ 原版の納品を求められ、それに応じましたが、コピー作業は別会社に発注したかどうか は不明です。
- ・ E(原版の納品を求められ、コピー作業は別会社へ発注)について、コピー納品後原版納品。
- ・ DVDの納品を要求し、コピーは自分たちですることを明言。複製権についての認識も 薄い。
- ・ G(撮影済の素材)の提出について、都内のE博物館の作品は全てそうである。
- 9.「作品の納品後に、著作権をめぐってトラブル (追加コピーの発注を別業者にされた等)が発生したことがありますか。」あるの内容
- ・ 編集・仕上げを別業者にさせようとした。
- マザー納品の場合、追加コピー発注を別業者にというのはある様子。
- ・ 指名競争で金額入札にされた。結局、弊社で落札したが。

以上、〈企画コンペ〉、〈金銭入札〉のケースに分けてアンケートを集計しました。

個々のケースを詳しく述べる紙幅がありませんが、企画コンペ、金銭入札ともに、あらかじめ発注者である官庁・自治体等が「著作権の帰属」を条件に委託するケースが 7 割を超え、また「原版納品」や「複製を別業者に発注」される例など、製作者が相変わらず劣悪な契約環境に置かれていることが、これらのデータから浮かび上がってきます。

しかし、特筆すべきは、今回の設問で「著作権の共有」のケースを訊ねたところ1~2割の契約事例があり、「複製権のみ支分権として認めてもらった」という回答が出てきたことです。上の例は、<これまでの実質的な慣習>を条文化した、という意味かも知れませんが、一歩前進であることに違いはありません。契約当事者同士の努力が実を結んだ貴重な先例と言えると思います。

先に提出した意見書でも述べさせていただきましたが、一般に映像コンテンツの著作権譲渡対価を取り決める < 商慣行 > は依然、未成熟であり、それは本質的に計量不可能である映像コンテンツの多様な付加価値に根ざしています。当連盟では、とりわけ、アーカイブに収蔵されるような映像コンテンツ製作の場合、むしろ契約のなかで、今後の作品または素材の二次利用から生まれる収益を、一定比率で製作プロダクションに還元するような契約が、より安価で、かつ良質なコンテンツ収集の目的に適うのではないかと考えます。 契約が、より安価で、かつ良質なコンテンツ収集の目的に適うのではないかと考えます。 具体的には、CS 放送やインターネット・ストリーミングなど、さまざまな利用形態の根元にある複製行為を「複製権」で確実に押さえ、著作権料を受けるなど利益を得る途を確保しておけば、委託=発注者の希望する利用形態を明確に条文化して相手に「譲渡」しても、契約当事者双方の利益に配慮した契約とすることができます。(支分権譲渡契約)

しかし、「著作権」の「帰属」を争っている限り、議論は前進しないでしょう。私ども映像プロダクションは、国民の税金によって製作された映像コンテンツが、国民のさまざまな知的需要に応え、利用されることを切に望んでおります。しかし、現状の契約環境は、果たして、社会的に < 公正 > であるといえるのか、多いに疑問を感じざるを得ません。この点、クライアントである行政のご担当者の皆様には、映像プロダクションの置かれた立場について、一層のご理解を望むものです。

当連盟においても、会員プロダクションに対し、多様で柔軟な契約ノウハウを、著作権の原則論を併せて提供し、浸透させることが、いま何よりも重要だと認識しております。

敬具